

がいようばん
概要版

ひろしまけんしょうがいしゃ 広島県障害者プラン

ち い き さ さ あ と も い し ゃ か い
～ 地域で支え合い共に生きる社会をめざして～



もり なか なか ま め い ゆ き しょうがいしゃ
「森の中」デイサービスの仲間8名（湯来障害者デイサービス）
アート・ルネッサンス2004入選作品

ひろ しま けん
広 島 県

1 計画策定の趣旨

本県における障害者施策は、平成6(1994)年策定の「障害者に関する第二次
広島県長期行動計画」において、平成15(2003)年度までの10年間に
おける障害者施策の推進方向と具体的方策を明らかにし、この計画の理念の具体的実現を
図るため、平成10(1998)年に、6年間の重点施策実施計画「広島県障害者プラン」
を策定し、施策の総合的な推進に努めてきました。

この間、障害者をめぐる法制度や社会情勢は大きく変化し、*ハートビル法
や*交通バリアフリー法の制定、欠格条項の見直し等が行われ、また平成15
(2003)年度からは身体・知的障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用
者の選択による契約に改める支援費制度がスタートし、障害者の自己決定に向
けた取組を強化することが求められています。

国においては、このような法制度の改革や社会情勢の変化などに対応して、
平成14(2002)年12月に、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度までの向こう
10年間の障害者施策の基本方針を定める「障害者基本計画」及びその重点施策
実施5か年計画を策定しました。

このような変化に対応し、今後とも障害者をはじめ県民一人ひとりの人権が
尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的
かつ長期的な視点で障害者施策を推進させるため、「広島県障害者プラン」を策定
することとしました。

2

計画の基本的考え方

この基本計画は、平成6(1994)年に策定した「障害者に関する第二次広島県長期行動計画」の理念を継承するとともに、*リハビリテーションと*ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加・参画に向けて、障害者の生活全般に関わる幅広い施策の一層の展開を図るため、21世紀初頭に講ずべき本県の障害者施策の基本的方向、推進方策及び達成すべき障害者福祉サービスの目標等について、次の基本的な考え方に立って定めるものです。

- 「障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」を目指します。
- 共生社会においては、障害者は、「社会の対等な構成員としての人権が尊重」され、「自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、社会の一員としての責任を分担」します。
- この共生社会の実現の前提となる障害者の社会活動への参加・参画を実質的なものとするため、行政をはじめ、企業、民間団体及び家族などが、それぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けて努力することが必要です。

3

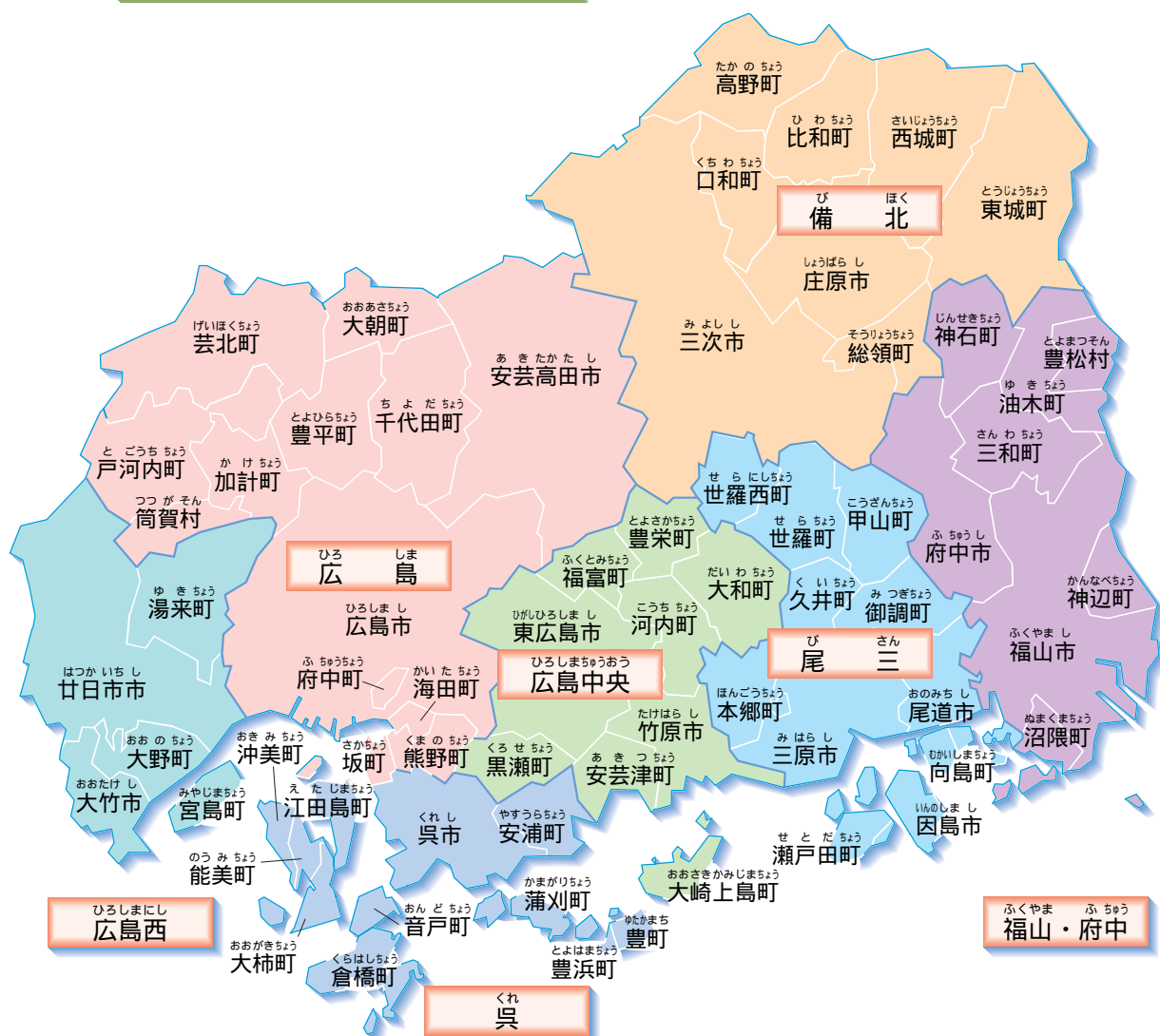
計画の期間

この計画は、平成16(2004)年度から25(2013)年度までの10年間を対象とします。

また、重点実施計画の達成目標は平成20(2008)年度までの5年間について設定をしています。

しょうがいしゃふくし しょうがいほけんふくしけんいき せつてい
障害者福祉サービスのうち、市町村域の枠ではなく、広域的に実施する必要
がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、7つの障害保健福祉圏域
を設定します。

ひろしまけんしょうがいほけんふくしけんいきず
広島県障害保健福祉圏域図

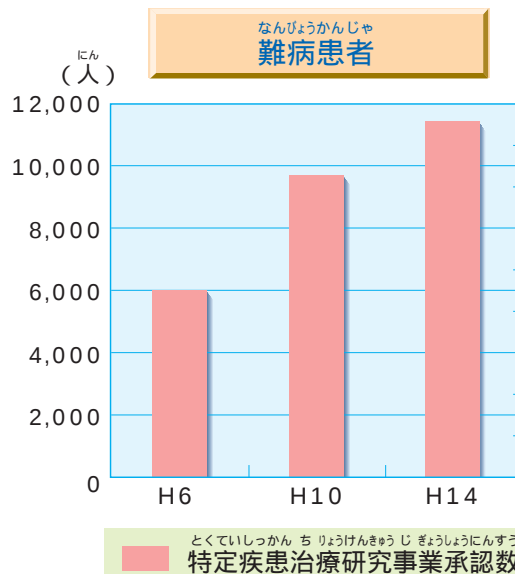
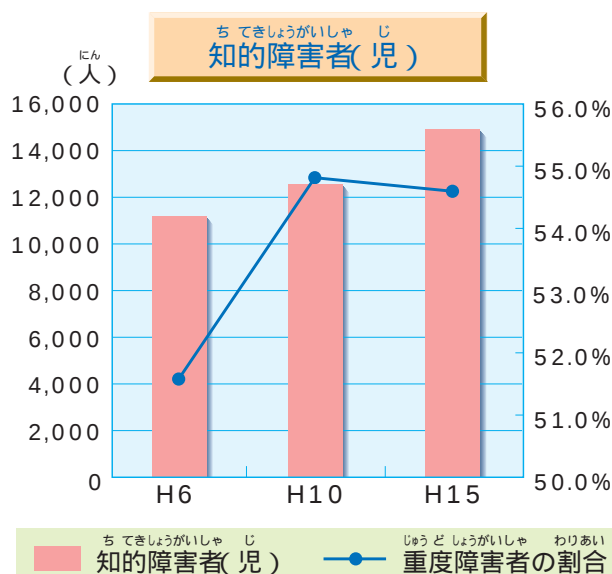
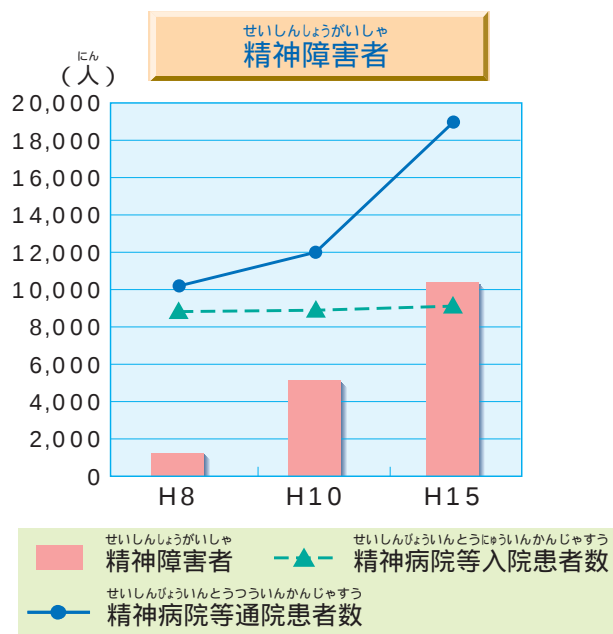
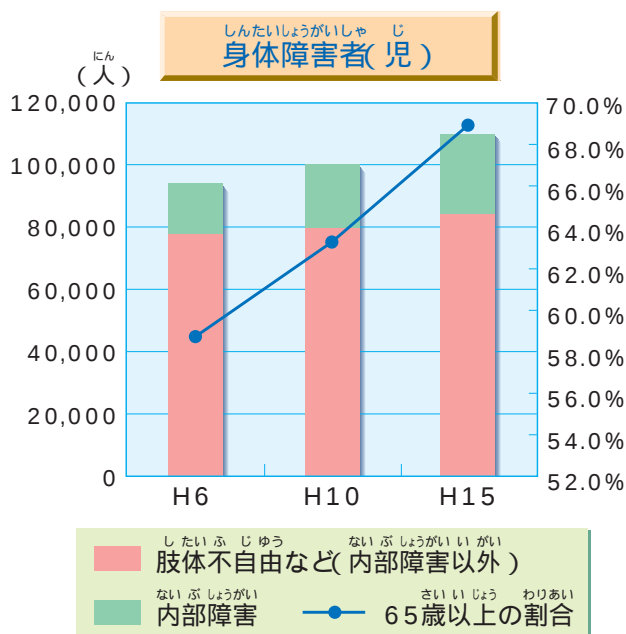


第2

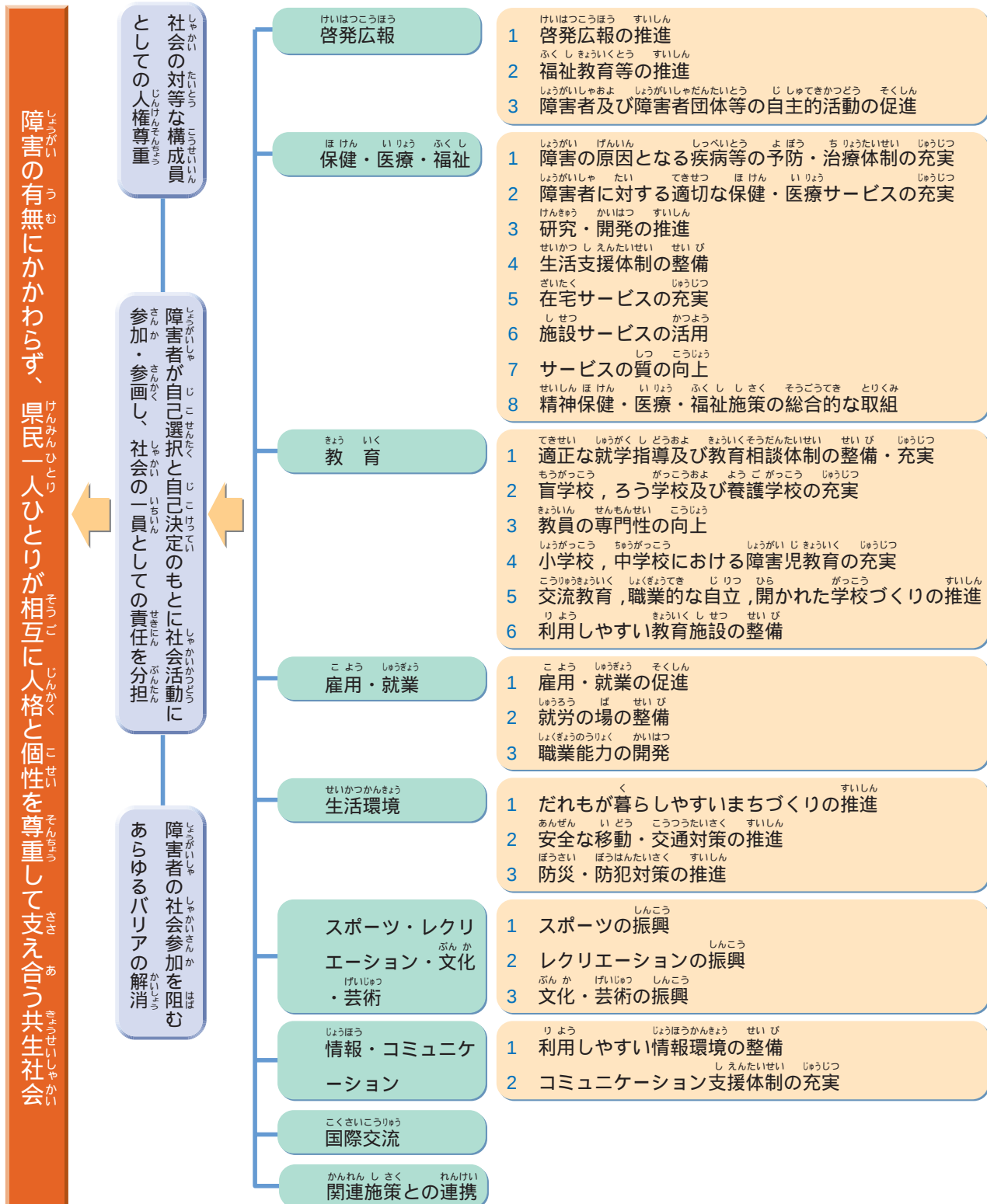
障害者の動向

平成15年4月1日現在，本県における障害者手帳所持者は，身体障害者(児) 109,752人，知的障害者(児) 14,936人，精神障害者 10,446人であり，難病患者(※特定疾患治療研究事業承認数)は11,421人となっています。

その推移は年々増加傾向にあるとともに，高齢化や障害の重度化が進んでいます。また，新たに*高次脳機能障害，自閉症等発達障害などへの対応が必要となってきています。



ほんけいかく しょうがいしゃ にちじょうせいかつぜんばん
本計画は、障害者の日常生活全般にわたるものであることから、「保健・医療・福祉」の分野にとどまらず、「教育」、「雇用・就業」、「生活環境」など、広範な行政分野におよぶ体系となっています。



I けいはつこうほう
啓発広報

ぎょうせい きぎょう れんけい しょうがい しょうがいしゃ たい ただ
行政はもとより企業，NPOなどが連携しあい，障害や障害者に対する正しい
り かい そくしん けいはつこうほうかつどう じっし しょうがい ふくし きょういく
理解を促進するための啓発広報活動の実施，生涯にわたっての福祉教育などの
すいしん しょうがいしゃおよ しょうがいしゃだんたい じ しゅてきかつどう そくしん けんみんぜんたい いしき
推進，障害者及び障害者団体などの自主的活動の促進により，県民全体の意識
こうよう はか
の高揚を図ります。

おも とりくみ
主な取組

- *ユニバーサルデザインの普及啓発活動に取り組みます。
 - テレビ，ラジオ，ホームページ，広報紙などの各種メディアを活用し，障
がい しょうがいしゃ たい さまざま かいしゅう けいはつこうほうかつどう じっし
害や障害者に対する様々なバリアを解消するために啓発広報活動を実施しま
す。
- また，しょうがいしゃ こうよう かん はばひろ けいはつこうほうかつどう すいしん
障害者雇用に関する幅広い啓発広報活動も推進します。
- ようしょうき かてい ちいきおよ がっこう ふくし きょういく すいしん つと
幼少期からの家庭，地域及び学校などにおける福祉教育の推進に努めます。

さまざま
様々なバリア

しょうがいしゃ く なか さまざま しょうへき かん
障害者は，暮らしの中で，様々なバリア(障壁)を感じています。たとえば...

こころ
心のバリア

しょうがい しょうがいしゃ たい あやま にんしき へんけん
障害や障害者に対する誤った認識，偏見など，
わたし いしき なか しょうへき
私たちの意識の中にある障壁

ぶつりてき
物理的なバリア

しょうがいしゃ こうどう そがい たてもの えき
障害者の行動を阻害する，建物や駅のエレベ
ーのふ び ぼどう どうろ だんさ るじょう ほうち じ
ーターの不備，歩道と道路の段差，路上の放置自
てんしや
転車など

せいどてき
制度的なバリア

しんたい ふ じゆう ちてきしょうがい せい
「身体が不自由である」、「知的障害がある」、「精
しんしょうがい しょうがい びょうき りゆう めん
神障害がある」などの障害や病気を理由に，免
きょ しかくしゅとく だいがくにゅうし しゅうしゅくしけんとう き かい
許・資格取得，大学入試，就職試験等の機会が
あた
与えられないなど

じょうほう
情報のバリア

しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ あんせいあんない てん じ
視覚障害者や聴覚障害者などが音声案内，点字，
しゅ わつうやく も じ ほうそう けつじょ ふそく
手話通訳，文字放送などの欠如や不足のため，
じょうほう しゅうしゅう でんたつ そがい
情報の収集・伝達を阻害されていること

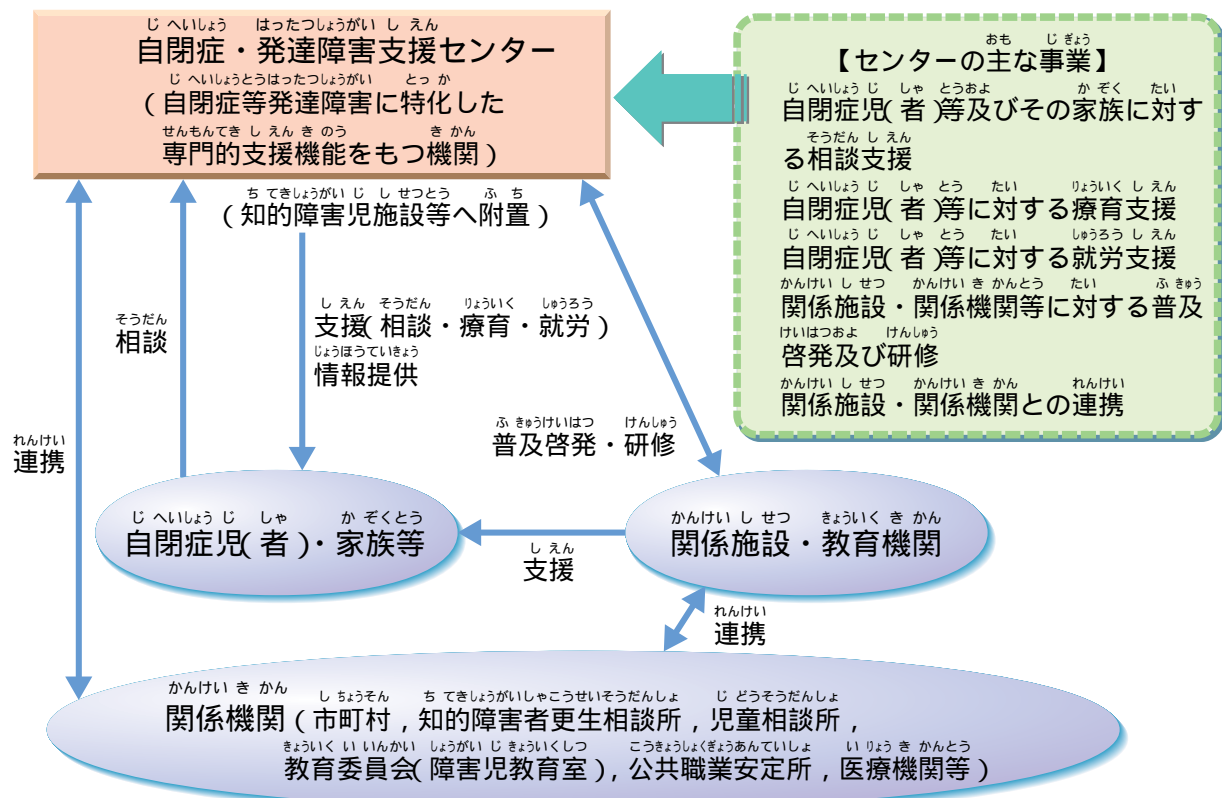
障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、かつ総合的に提供します。

特に、障害者が施設などから地域生活へ移行し、自立した生活を送るための支援や精神障害者の社会復帰を促進するための施策を総合的に実施します。

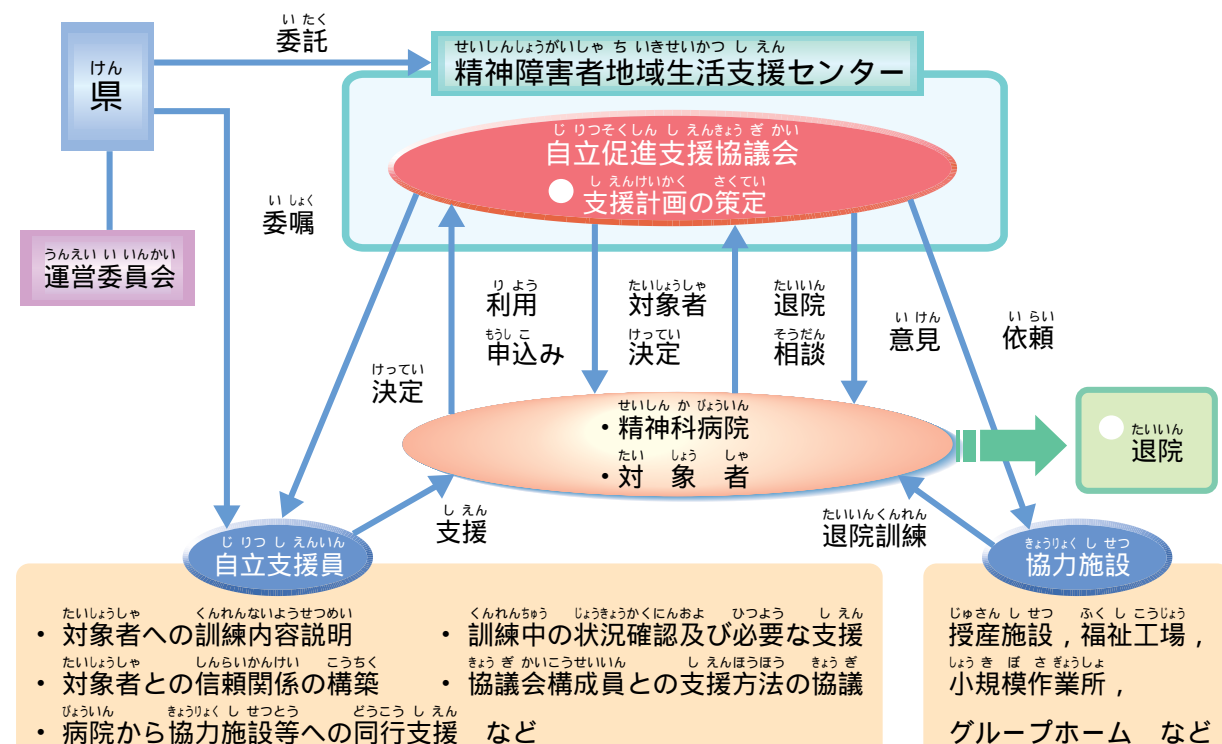
主な取組

- 自閉症児(者)などに対し、専門的な相談支援、療育サービスなどを行う体制の整備を図ります。
- 難病患者の在宅療養におけるQOL(生活の質)の向上を図るため、難病相談センター事業に地域交流会などの活動に対する支援、就労支援などの機能を付加し、*難病相談・支援センターとして運営していきます。
- ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを計画的に整備するとともに、障害者の多様なニーズに柔軟に対応できる生活支援サービスの充実を検討します。
- グループホーム、福祉ホームなどについて計画的に整備するとともに、障害者が民間アパートなどに入居するための環境づくりについて検討するなど、障害者の地域生活への移行を支援します。
- 障害者が身近なところで施設を利用し、地域で自立した生活ができるよう通所授産施設、小規模通所授産施設など、働く場の整備を図るとともに、経済的自立が可能となるよう、授産活動の在り方を検討します。
- 「条件が整えば退院可能」な精神障害者については、ケアマネジメント手法の活用などにより、関係機関が連携し、円滑に退院を促進することができるよう地域の実情に応じたシステムづくりを順次図ります。
- 精神障害者地域生活支援センターについては、在宅障害者の地域生活支援機能の充実を図るとともに、更に、退院促進のための中心的な役割を担う施設として、相談支援機能などの充実を図ります。

自閉症(者)に対する療育サービス等の体制整備



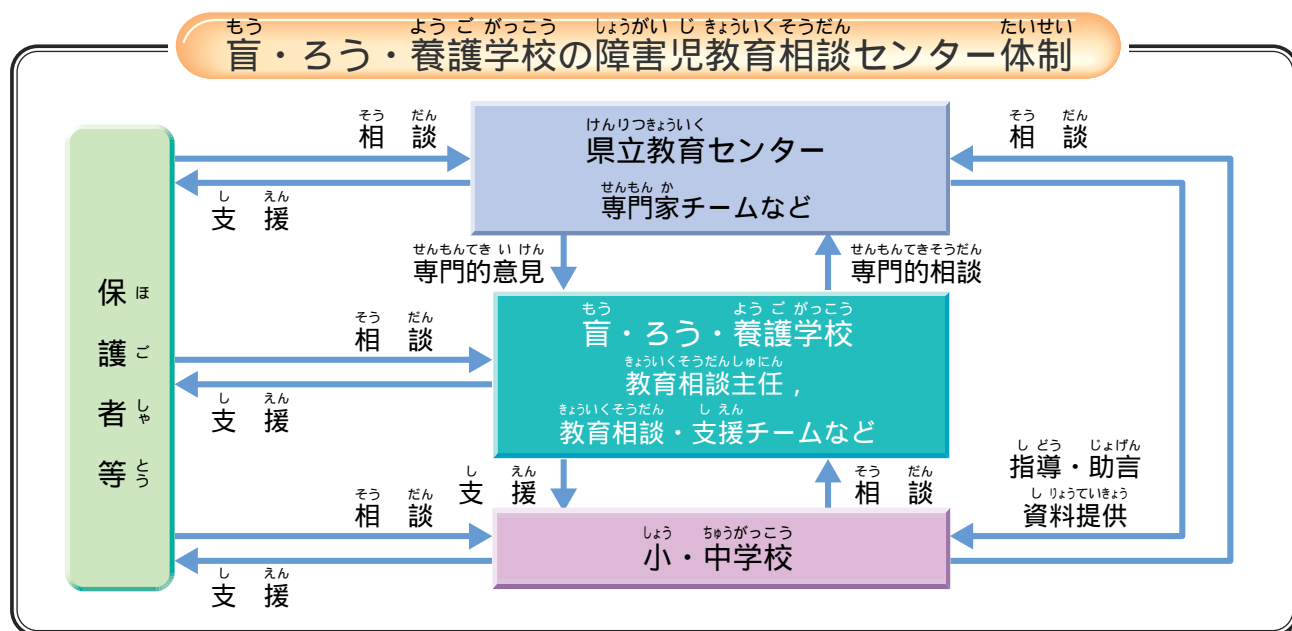
精神障害者退院促進事業の体系図(イメージ)



しょうがい しょうじ じどうせい と ひとり きょういくてき おう のうりよく か のうせい
障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力や可能性を
さいだいがん の きょういく きょういくないよう じゅうじつ はか
最大限に伸ばすための教育システムと教育内容の充実を図ります。

おも とりくみ
主な取組

- ぼう・ろう・ようごがっこう ちいき じったい か てい ようせい しょうがい
盲・ろう・養護学校では、地域の実態や家庭の要請などにより、障害のある
しょうじ じどうせい と また ほ ごしゃ たい きょういくそうだん じっし きょういん せんもん
幼児児童生徒又はその保護者に対して教育相談を実施したり、教員の専門
せい しせつ せつび い ちいき しょうがい じきょういく かん そうだん
性や施設・設備を生かした地域における障害児教育に関する相談のセンター
としての役割を果たすよう学校体制を整備します。
- つうじょう がっきゅう ざいせき がくしゅうしょうがい ちゅうい けっかん た どうせいしょうがい
通常の学級に在籍する*学習障害(LD)、*注意欠陥/多動性障害(ADHD)、
*こうき のう じ へいしやう じどうせい と きょういくてきたいおう けん けんきゅうせい か
*高機能自閉症などの児童生徒への教育的対応については、県の研究成果や
くに おける けんきゅうおよ しさく どうこう ふ しえんたいせい せいび はか
国における研究及び施策の動向などを踏まえ、支援体制の整備を図ります。
- がっこうそうご じゅうぶん れんけい はか し どうけいかく もと ないよう ほうほう じ ぜん けんとう
学校相互が十分に連携を図り、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討
し、がくしゅう し どうようりやう のつと そしきてき けいぞくてき こうりゅうきょういく こうかてき すいしん はか
学習指導要領に則った組織的、継続的な交流教育の効果的な推進を図り
ます。



IV

こよう しゅうぎょう 雇用・就業

しょうがいしゃがそれぞれの能力と適性に応じた雇用・就業の場を得、経済的自立を
はか
図ることができるよう、啓発広報の強化、就労の場の整備、職業能力の開発な
どを推進します。

おも とりくみ 主な取組

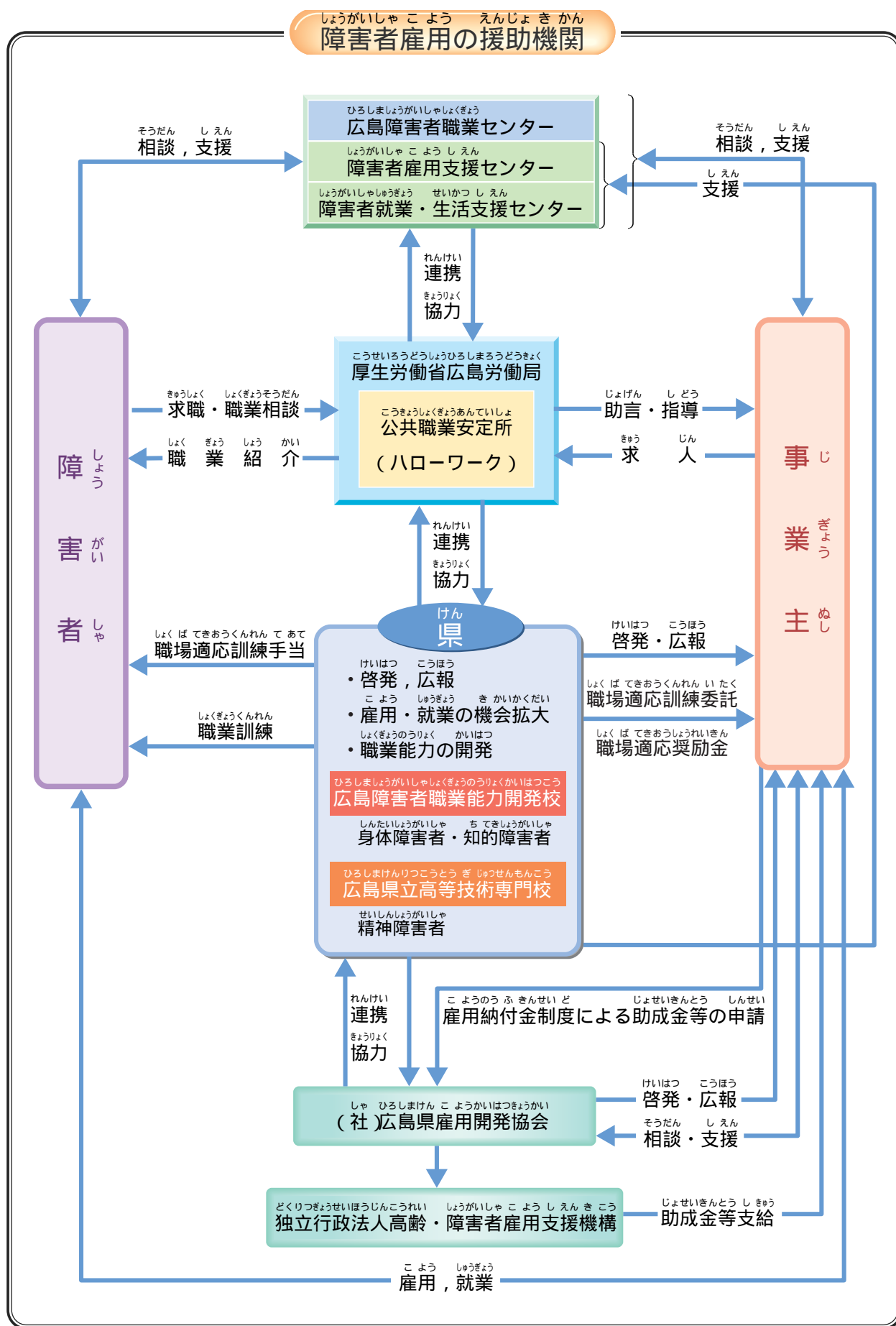
- 啓発資料を作成し事業主などに配布するとともに、ホームページなどを通
じ、障害者の社会的自立に大きな意義を持つ就業の重要性について、継続的
な広報・啓発に努めます。
- 在宅での就業を希望する障害者を対象として、ITを活用した研修を実施し、
職域の拡大を図ります。
- 通所による作業訓練などを行う通所授産施設、小規模通所授産施設の整備
を推進し、働く場の確保を図るとともに、経済的自立が可能となるよう収入
の確保を目指し、高利益が得られる授産事業の開発、研究、一般企業との連
携、販路拡大のためのネットワークづくりなどについて検討します。
- 障害者の就業促進を図るため、その能力や適性に応じた職業訓練を実施し
ます。

ほうてい こようりつ 法定雇用率

みんかん きぎょう くに ち ほうこうきょうだんたい
民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割
あい そうとう かず いじょう しんたいしょうがいしゃまた ち てきしょうがいしゃ じょうようろうどうしゃ こよう さだ
合に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが定めら
れています。

き かん とう 機 関 等		ほうてい こようりつ 法定雇用率	ほうてい こようりつ てきよう 法定雇用率が適用される機関等の規模
みんかん きぎょう 民間企業	いっばん みんかん きぎょう 一般の民間企業	1.8%	じょうよう こようしゃすう にん いじょう きぎょう 常用雇用者数56人以上の企業
	とくしゅほうじんとう 特殊法人等	2.1%	じょうよう こようしゃすう にん いじょう とくしゅほうじんおよ どくりつぎょうせいほうじん 常用雇用者数48人以上の特殊法人及び独立行政法人
くに ち ほうこうきょうだんたい 国、地方公共団体		2.1%	しよくいんすう にん いじょう き かん 職員数48人以上の機関
ただし、都道府県等の教育委員会		2.0%	しよくいんすう にん いじょう き かん 職員数50人以上の機関

じょう ど しんたいしょうがいしゃまた じょう ど ち てきしょうがいしゃ
重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の雇用をもって障害者2人を雇用してい
るものとします。また、重度身体障害者又は重度知的障害者に限り、短時間労働者(1週間の所定労働時
かん じ かん いじょう じ かん みまん
間が20時間以上30時間未満)についても、それぞれ1人の障害者を雇用しているものとみなされます。



だれもが暮らしやすいまちづくりを推進するため、普及啓発、建築物・公共交通機関などの*バリアフリー化を推進するとともに、安全な移動・交通対策や防災・防犯体制の整備を図ります。

おも とりくみ 主な取組

- 公共施設については、広島県福祉のまちづくり条例やハートビル法の適用基準を満たした施設となるよう整備を推進します。
- 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、引き続き、市町村や公共交通事業者などが積極的に交通バリアフリー化に取り組むよう働きかけるとともに、国や市町村とともに交通事業者などを支援します。
また、公共交通事業者などが実施するノンステップバスの導入や旅客施設のバリアフリー化などを引き続き支援します。
- 視覚障害者用付加装置付信号機など、障害者に配慮した交通安全施設の整備を推進し、交通事故の防止・削減を図ります。
- 手話のできる警察職員を引き続き養成し、体制の拡充を図り、聴覚障害者の相談支援に努めます。

ひろしまけんふくし 広島県福祉のまちづくり条例

すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげることが目的として平成7年に制定した条例で、多数の人が利用する建物、道路、公園等について、スロープや手すりを設けることなどを定めています。



ひろしまけんふくし 【広島県福祉のまちづくりシンボルマーク】

県の木と花「モミジ」をモチーフに、太陽にイメージを重ね、すべての人々が心豊かに、安全で快適な暮らしを謳歌している姿をデザインし、福祉のまちづくりの躍動感、輝きを表現しています。

Ⅵ スポーツ・レクリエーション・文化・芸術

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者スポーツの総合的な推進、地域におけるレクリエーション、文化・芸術活動のための環境づくりを推進します。

主な取組

- 障害者スポーツ団体の育成、スポーツ指導員の確保、普及啓発事業などを総合的に実施する障害者スポーツ協会の設立を促進します。
- 障害者スポーツ指導員の計画的な養成に努めます。
- 豊かな自然とのふれあいを推進するため、自然公園等施設の整備・改修については、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、だれもが利用しやすい施設となるよう努めます。

スポーツ交流センター おりづる

県内すべての障害者スポーツの活動拠点として平成8年に開館したこの施設は、各種スポーツ大会・教室の開催、スポーツ団体やボランティアの育成・指導、障害者(児)施設やスポーツ大会などへ指導員の派遣など、広く障害者スポーツの普及・振興を目的とした事業を実施しています。

開館時間 9:00～21:00
(日曜日・祝日9:00～17:45)
休館 月曜日、祝日の翌日、年末年始等
主な利用施設 アリーナ、プール、トレーニング室、卓球室、調理実習室等

主な実施事業

- 各種スポーツ教室、文化教室
- 各種スポーツ競技大会
(陸上、水泳、卓球、フライングディスク等)
- イベント・レクリエーション
- ボランティア、障害者スポーツ指導員養成
- 相談、情報提供
- 指導員の地域派遣

障害者の社会参加や就業機会の拡大を図るため、*情報格差(デジタル・デバ
イド)を解消するなど、利用しやすい情報環境を整備するとともに、コミュニケ
ーションを支援するための人材の確保などに努めます。

主な取組

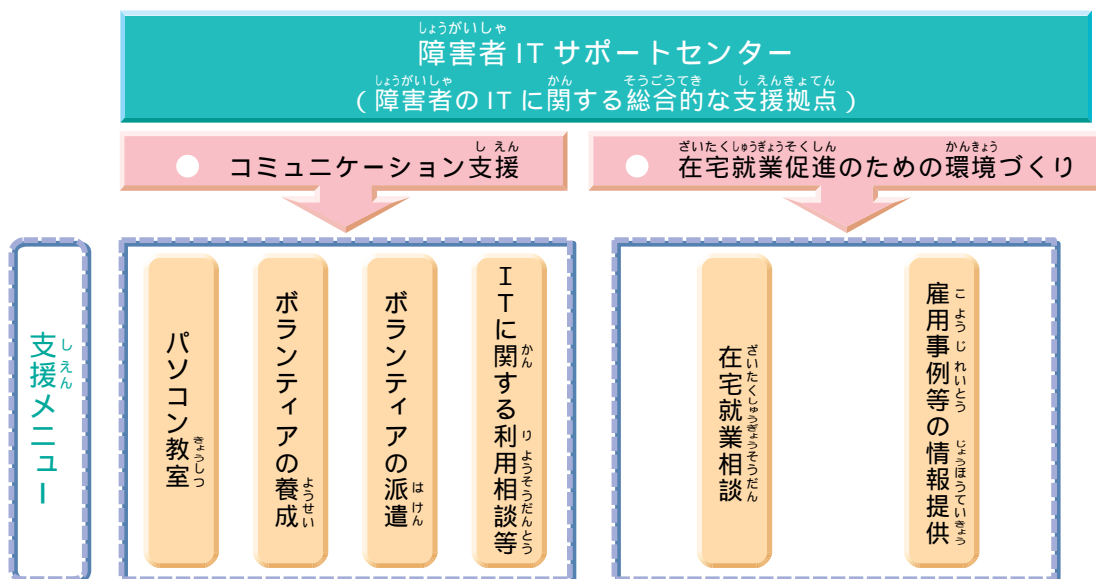
- パソコン操作の指導を行うパソコンボランティアの養成・派遣、IT関連情
報の提供などの障害者の情報格差の解消を推進する「障害者ITサポートセン
ター」を設置します。
- コミュニケーション施策の充実のため手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・
朗読奉仕員、盲ろう者通訳介助者、発声訓練指導者、手話通訳者などの養成
を充実します。

障害者ITサポートセンター

情報技術を利用した障害者の社会参加、経済的な自立を促進するための総合的
なサポート体制の構築を図ります。

障害者の情報格差を解消するためのコミュニケーション支援

パソコンなどの情報機器を活用した在宅就業を促進するための環境づくり



こくさいきょうぎたいかい さんか つう しょうがいしゃ こくさいこうりゅう すいしん
国際競技大会への参加などを通じて、障害者の国際交流を推進します。

しょうがい がいこくせきけんみん たい しょうほうてい
また、障害のある外国籍県民に対して、インターネットなどを通じた情報提
きょう そうだん たいおう じっし
供や相談への対応などを実施します。

おも とりぐみ
主な取組

- しょうがいしゃ こくさいきょうぎたいかい
● 障害者スポーツの国際競技大会である「パラリンピック」や「フェスピック」などへの選手派遣の支援を行い、スポーツを通じた国際交流を促進します。
- しょうがい がいこくせきけんみん たい ほんけん いりょう ほけん ふくし
● 障害のある外国籍県民に対して、本県における医療・保健・福祉サービスをはじめとする各種生活情報などを、ちいき こくさいか し しょうほう ていきょう
「ひろしま国際情報ネットワーク(HIINT)」などを通じて提供するとともに、
そうだん たいおう おこな
相談への対応を行います。

- けん ちょうき そうごうけいかく けんせいちゅうき れんけい しょうがいしゃ かんれん
● 県の長期総合計画、県政中期ビジョンとの連携はもとより、障害者に関連
かくしゅけいかく れんけい し さく すいしん はか
する各種計画などと連携した施策の推進を図ります。



- 重点実施事業とは、障害者プランの基本的方向を踏まえ、「在宅サービスの充実」、「住居や就労の場の確保」、「生活環境の整備」、「相談支援体制の整備」など、障害者の地域生活への移行を促進するための施策などについて、前期5年間の達成目標を設定し、重点的に取り組む事業のことです。
- また、各地域の実情などを踏まえ、広域的な取組が必要な事業については、障害保健福祉圏域ごとに数値目標を設定しています。

じ ぎょうべついちらん
事業別一覧

じ ぎょうまた こうもく 事業又は項目	けんいきとう 圏域等	せっていたん い 設定単位	へいせい ねん どまつ 平成15年度末 み こみ 見 込	へいせい ねん ど 平成20年度 たっせいもくりょう 達成目標
1 ホームヘルプサービス事業 （身体・知的障害者、障害児）		のべ じ かん 延時間	467,415時間	1,133,885時間
2 ホームヘルプサービス事業 （精神障害者）		のべ り ようしゃ 延利用者	1,800人	3,000人
3 身体障害者デイサービス事業		じ ぎょうしょ 事業所	13事業所	26事業所
4 知的障害者デイサービス事業		じ ぎょうしょ 事業所	11事業所	19事業所
5 障害児通園（デイサービス）事業		てい いん 定 員	98人分	158人分
6 重症心身障害児（者）通園事業		し せつ 施 設	2施設	7施設
7 身体障害者短期入所事業 （ショートステイ）		せん よう 専 用 ベッド	78床	101床
8 精神障害者短期入所事業 （ショートステイ）		し ちょうそん 市町村	24市町村	ぜん し ちょうそん 全市町村

じぎょうまた こうもく 事業又は項目		けんいきとう 圏域等	せっていたん い 設定単位	へいせい ねん ど まつ 平成15年度末 み こみ 見 込	へいせい ねん ど 平成20年度 たっせいもくひょう 達成目標
9	ち てきしょうがいしゃ ち いきせいかつえんじょ じぎょう 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)		てい いん 定 員	205人分	330人分
10	せいしんしょうがいしゃ ち いきせいかつえんじょ じぎょう 精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム)		てい いん 定 員	57人分	112人分
11	せいしんしょうがいしゃせいかつくねれん し せつ 精神障害者生活訓練施設 えん ごりょう (援護寮)		てい いん 定 員	120人分	160人分
12	しんたいしょうがいしゃふく し 身体障害者福祉ホーム	-	てい いん 定 員	10人分	20人分
13	ち てきしょうがいしゃふく し 知的障害者福祉ホーム	-	てい いん 定 員	50人分	70人分
14	せいしんしょうがいしゃふく し 精神障害者福祉ホーム		てい いん 定 員	144人分	174人分
15	しんたいしょうがいしゃふく し こうじょう 身体障害者福祉工場	-	てい いん 定 員	50人分	90人分
16	しんたいしょうがいしゃつうしよじゅさん し せつ 身体障害者通所授産施設		てい いん 定 員	150人分	230人分
17	ち てきしょうがいしゃつうしよじゅさん し せつ 知的障害者通所授産施設		てい いん 定 員	950人分	1,250人分
18	せいしんしょうがいしゃつうしよじゅさん し せつ 精神障害者通所授産施設		てい いん 定 員	195人分	235人分
19	せいしんしょうがいしゃ ち いきせいかつ し えん 精神障害者地域生活支援センター		し せつ 施 設	11施設	14施設
20	しょう き ぼ つうしよじゅさん し せつ 小規模通所授産施設 しんたい ち てき せいしんしょうがいしゃ (身体・知的・精神障害者)	-	か しょ か 所	23か所	64か所
21	しょうがい じ しゃ ち いきりょういくとう し えん じぎょう 障害児(者) 地域療育等支援事業		か しょ か 所	10か所	12か所
22	じ へいしょう はったつしょうがい し えん 自閉症・発達障害支援センターの せい び 整備		か しょ か 所	-	1か所
23	せいしんしょうがいしゃたいいんそくしん し えん じぎょう 精神障害者退院促進支援事業によ る退院者の促進		にん 人	-	150人
24	ユニバーサルデザインの とりくみ すいしん 取組の推進		し ちょうそん 市町村	43市町	ぜんしちょうそん 全市町村 (H17)
25	けんこうぞうしんけいかく さくてい 健康増進計画の策定	-	し ちょうそん 市町村	5市町	ぜんしちょうそん 全市町村

じぎょうまた こうもく 事業又は項目		けんいきとう 圏域等	せっていたん い 設定単位	へいせい ねん ど まつ 平成15年度末 み こみ 見 込	へいせい ねん ど 平成20年度 たっせいもくひょう 達成目標
26	がっこうきょういく しやうがい じ きょういく 学校教育における障害児教育の すいしん 推進		しやうがい じ きょういく 障害児教育 う を受けてい じ どうせい と る児童生徒 わりあい の割合	1.26%	1.48%
27	もうがっこう がっこうおよ よう ご がっこう 盲学校、ろう学校及び養護学校の とくしゅきょういくきょう ゆ めんきょじょう ほ ゆうりつ こうじょう 特殊教育教諭免許状保有率の向上		ほ ゆうりつ 保有率	43.4%	80%
28	ひろしましやうがいしやしきょうのうりょくかいはつこうしやうりやうせい 広島障害者職業能力開発校修了生 しゅうしよくりつ こうじょう の就職率の向上		しゅうしよくりつ 就職率	49.4% (H14修了生)	83%
29	りょかく し せつ 旅客施設のバリアフリー化の推進		バリアフリ ー化の割合	24.1%	60%
30	ノンステップバスの導入の推進		ノンステッ プバスの わりあい 割合	2.2%	20～25% (H22)
31	しやうがいしや たいあう こうつうあんぜん し せつとう 障害者に対応した交通安全施設等 せい び の整備		し せつ 施 設	303基	401基 (H19)
32	しゅ わ けいさつしきいん ようせい 手話のできる警察職員の養成		にん 人	82人	137人
33	しやうがいしや し どういん ようせい 障害者スポーツ指導員の養成		にん 人	197人	332人
34	し ぜんこうえんとう こうしゅう せい び 自然公園等の公衆トイレの整備		せい び りつ 整備率	44.7%	58%
35	しやうがいしや せい び 障害者ITサポートセンターの整備		か しょ か 所	-	1か所

- (注1) 圏域等の欄の 印は、障害保健福祉圏域毎の達成目標を設定している。
- (注2) 圏域等の欄の 印の事業は、政令市(広島市)を含んだ達成目標を設定している。
- (注3) 圏域等の欄の 印の事業は、中核市(福山市)を含んだ達成目標を設定している。

しょうがい ほ けんふく し けんいきべついちらん
障害保健福祉圏域別一覧

じぎょうまた こうもく 事業又は項目		せつてい 設定 たんい 単位	しょうがい ほ けんふく し けんいきべつへいせい ねん ど たっせいもくひょう 障害保健福祉圏域別平成20年度達成目標							
			ひろしま 広島	ひろしまにし 広島西	ひろしま 広島 ちゅうおう 中央	くれ 呉	び さん 尾三	ふくやま 福山・ ふ ちゅう 府中	び ほう 備北	けい 計
1	ホームヘルプサービス事業 (身体・知的障害者 障害児)	のべ じ かん 延時間	136,808	90,771	157,463	262,013	236,368	126,489	123,973	1,133,885
2	身体障害者デイサービス 事業	じ ぎょうしよ 事業所	5	3	3	5	5	2	3	26
3	知的障害者デイサービス 事業	じ ぎょうしよ 事業所	2	2	3	4	4	2	2	19
4	障害児通園(デイサービス) 事業	ていれいん 定員	12	12	20	42	38	22	12	158
5	重症心身障害児(者) 通園事業	しせつ 施設	1	1	1	1	1	1	1	7
6	身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	せんよう 専用 ベッド	10	8	38	11	16	7	11	101
7	知的障害者地域生活支援 事業(グループホーム)	ていれいん 定員	20	20	80	35	60	100	15	330
8	精神障害者地域生活支援 事業(グループホーム)	ていれいん 定員	11	10	15	16	30	30		112
9	精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	ていれいん 定員	20	20	20	20	60	20		160
10	精神障害者福祉ホーム	ていれいん 定員	20	40	20	30	20	44		174
11	身体障害者通所授産施設	ていれいん 定員	30	40	40	20	40	20	40	230
12	知的障害者通所授産施設	ていれいん 定員	120	110	216	215	310	180	99	1,250
13	精神障害者通所授産施設	ていれいん 定員	30	20	45	20	80	20	20	235
14	精神障害者地域生活支援 センター	し せつ 施設	2	1	2	3	2	3	1	14
15	障害児(者) 地域療育等支援 事業	しょ か所	1	1	2	2	2	3	1	12

(注 1) 印の事業は、中核市(福山市)を含んだ達成目標を設定している。

- 県の各部局で構成する庁内組織の「広島県障害者施策推進本部」を中心として、各関係部局間の緊密な連携を図りながら、本計画の進行管理を行います。
- 障害者自身のニーズに即して柔軟に施策展開を行えるよう当事者や学識経験者などで構成する「広島県障害者施策推進協議会」の活用を図ります。
- 本計画の着実かつ効果的な推進のため、定期的に進捗状況の分析・検討を行い、社会情勢の変化などに対応して必要に応じ見直しを行います。
- また、広域的な視点から地域生活を支援する有効な施策となるよう、障害者に最も身近な市町村と、役割分担を明確にした上で相互に連携を図ります。市町村の策定する「市町村障害者計画」の推進に当たっては、本計画との整合性を図るとともに、各市町村が地域の実情に即して適切に施策を実施できるよう協力・支援を行います。
- さらに本計画の推進に当たっては、地域福祉の視点を踏まえ、障害者やその家族、障害者団体をはじめ、行政、ボランティア、サービス提供事業者などが互いに密接に関わり、支え合うことが重要です。このため、県民一人ひとりが地域社会を構成する一員であり、計画推進の担い手であるという自覚のもと、共生社会の実現へ向けて積極的に参加することを求めます。
- この計画に基づく広島県の事業は、本県の財政状況を踏まえ、各年度における予算の定めるところにより実施します。

ハートビル法 (P1)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律)
 全ての人が利用しやすい建物をつくることを目的として、多数のひとが利用する建物の施設
 整備基準(特定建築物が満たすべき利用円滑化基準)等を定めた法律。平成15年4月1日から特
 別特定建築物(病院、デパート等)の建築については、利用円滑化基準への適合が義務化されて
 いる。

交通バリアフリー法 (P1)

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)
 高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するた
 め、鉄道駅等の旅客施設や車両のバリアフリー化を推進すること、鉄道駅等の旅客施設を
 中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、
 駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的として施行された法律。

リハビリテーション (P2)

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに
 に、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、
 障害者の自立と参加を目指すという考え方。(国の障害者基本計画(H14.12)から)

ノーマライゼーション (P2)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべ
 きであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。(国の障害者基本計画(H14.12)
 から)

特定疾患治療研究事業承認数 (P4)

原因が不明であり、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断技術が一応確立
 しているが、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法により、一
 定の症例数を確保しないと原因の究明、治療方法の開発等に困難を来すおそれのある疾患を特
 定して治療研究を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、
 患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした事業の承認数のこと。

高次脳機能障害 (P4)

病気や事故などの様々な原因で脳が損傷されたため、言語・思考・記憶・行為・学習・注意
 などの高次な脳機能に障害が起きることをいい、注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保

たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が利かなくなる等の症状が現れ、
周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、日常生活に支障を来すようになる。

外見上の身体障害が軽症のことが多いので、障害を知らない人から誤解を受けやすく、人間
関係のトラブルを繰り返すなど、社会復帰も難しい障害である。

ユニバーサルデザイン (P 6)

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が
利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考
え方。(ユニバーサルデザインひろしま推進指針(H14.3)から)

難病相談・支援センター (P 7)

地域で生活する難病患者などの日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労
促進などを行う施設のこと。

学習障害(LD) (P 9)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論
する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

注意欠陥/多動性障害(ADHD) (P 9)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害
で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものである。

高機能自閉症 (P 9)

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や
関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達
の遅れを伴わないものをいう。

バリアフリー (P 12)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、
もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障
害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で
も用いられる。(国の障害者基本計画(H14.12)から)

情報格差(デジタル・デバイド) (P 14)

情報通信機器に精通しているかどうかで生じる経済的社会的格差。情報通信機器を自由に操
れる人ほど就職に有利にはたらく傾向にあり、個人の所得格差を生む要因の一つとなっている。



あか はな おくもとすみ こ しやがいふくし ほうじんひろしまがくしんかい の ろ さんがくえん
 「紅い花」奥本澄子（社会福祉法人広島岳心会 野呂山学園）
 アート・ルネッサンス2004入選作品